平成２８年（フ）第７１号
千葉県市川市南行徳１丁目９番20―303号（ランドツインビルＡ棟）
債務者　平田　大樹
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番10棟101号
債務者　宇都宮麗子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８号
千葉県市川市稲荷木１丁目28番１号　（スカイハミング205号）
債務者　船越　翔太
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区33棟812号
債務者　駒澤登美江
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
千葉県香取郡神崎町古原甲52―３、住民票上の住所千葉県香取郡神崎町四季の丘９番地６
債務者　福田　修久
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第３５６号
名古屋市千種区千種１丁目10番４号　フューチャーハウス15―101号
債務者　野々垣美満理
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
高知市鴨部２丁目18番７号　シティ次郎丸202
債務者　片岡　正義
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５７号
（前住所）高知市朝倉丙1575番地28　三田ハイツ201号
債務者　中内　理沙
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６７号
札幌市北区屯田５条９丁目１番46―５号　プレウエストパルク201号
債務者　花木　　稔
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７５号
札幌市清田区北野６条４丁目１番６―101号
債務者　狩野　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９８号
札幌市西区西町北19丁目１番１―101号
債務者　渡邉　真澄
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４７号
札幌市厚別区厚別南２丁目32番10―101号
債務者　武田明日香
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
岩手県二戸市福岡字八幡平20―１　原住宅２号、住民票上の住所岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第14地割31番地３
債務者　尾友麻衣子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第５号
群馬県前橋市大手町２丁目７番４―408号　サンデュエル前橋大手町
債務者　宮本　麻衣
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３号
群馬県前橋市富士見町米野675番地１
債務者　望月　嘉人
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
群馬県前橋市茂木町624番地９　アドバンスＡ―102号
債務者　清水　則子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
群馬県前橋市茂木町624番地９　アドバンスＡ―102号
債務者　清水ふさ江
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係